

二本松市の指定文化財

④

県指定 『鈴石の太々神楽』

神楽とは、神座かむくらを設けて、そこを清め、神の降臨と鎮魂のために舞うものの総称です。その中で、出雲流神楽は県内では「太々神楽」と呼ばれています。

鈴石町にある鈴石神社の太々神楽は、明治維新まではこの方部の神職たちが互いに集って演じていましたが、維新後は氏子に引き継がれ、その人たちの努力によって今日まで伝承されてきました。



元は三十六座の演目があったといわれていますが、現在は大麻おほのき、一本扇、神舞以下、二六座の演目を伝えています。

手に鈴、扇子、太刀などの各種の道具を持つ採物舞とりものまわしと神楽能とが一つになっていて、「岩戸開き」に祝詞のりとが入るのみで、神歌もなく、もっぱら大小の太鼓、鼓、笛による囃子で舞います。

伝承の確かさと演目の多さは、県内屈指であり、安達地方を代表する神楽であるとの理由から、昭和五十二年（一九七七）県重要無形民俗文化財に指定されました。

県指定 『椿彫木彩漆笈』

笈おびとは、修験者などが仏具・衣服・食器などを入れて背負う箱のことで、戸沢の最勝寺には古い笈が保存されています。



総高八八cm、幅は上端六一cm、下端七〇・五cm、脚の開き七四cm、奥行は上端四三cm、下端四四・五cmで、三段造りの三脚箱笈です。材質はカツラと推定されています。

扉の面には、鎌倉彫の花椿を一面に彫っており、朱彩の花、黒漆の枝葉を表し、花蕊かずい（花のしべ）に金箔を押ししています。葉全面には銅鋳が打たれ、左右の羽目板に菊、蓮などを飾り、三ツ巴文と三角文の彫りがあります。

さらに、下段にはアヤマメ状の草花と三角刻み文があり、扉支木にも同様の図柄が表現

されていて、完形姿の笈です。

同種鎌倉彫の笈は、本県では国指定の喜多方市・示現寺、会津坂下町・高久家のものがあり、室町時代と推定されていますが、本笈もこれらに比べて劣らず、昭和五十二年に県重要文化財「工芸品」として指定されました。なお、最勝寺は応永三十年（一四二三）開基の古刹こしゃつです。

県指定 『十一面観世音立像』

油井の長谷観音堂に安置されている像高一〇五cmの立像で、一木造りです。

頭上には化仏けぶつ（別の姿に変化した仏）があり、条帛じょうはく（上半身をまとった衣）と裳も（腰から下をまとった衣）は、すべて平ノミを使用して縦横の縞目をつける、いわゆるナタ彫り

形式になっています。

顔は丸みをおび、長い眉、切れ長の伏目、腰から膝にかけての表現は平安時代藤原期の特徴を有していますが、全体的に判断すると、鎌倉時代初期の作ともみられます。

左右手の持物じもつおよび台座が欠損していますが、手の位置から地方仏と思われる、藤原期から鎌倉時代中期にかけて関東・東北に盛行した、荒彫りに属するナタ彫りによる仏像として貴重です。昭和五十三年、有形文化財「彫刻」に指定されました。

なお、本像はもと長谷堂屋敷に安置されていたものを、荒廢を懸念した藩主丹羽光重が家臣に命じ、明暦三年（一六五七）現在地に広大な堂宇を建立して本像を移し、以後丹羽家の祈願所にした、とされています。



正しくは「市指定」です。訂正しお詫びいたします。